申告でお悩みの方は

税理士にご相談を

電子申告まで対応します

2025年

13日命・

受付時間:9時~15時 ※14日巤は14時まで



次に該当する方のご相談には対応しておりません

※この相談会は税理士会のボランティア活動として無料で行っております。

- ●当会場での相談が今年で3回目以上の方(事業所得、不動産所得のある方)
- ②消費税の還付申告をされる方
- ❸前々年分の消費税の課税売上高が3,000万円を超える方
- **④前年分の所得金額が600万円を超える方(事業所得、不動産所得がある方は前年分の** 所得金額が300万円を超える方)
- ⑤給与収入800万円・年金収入600万円を超える方又は配当収入がある方
- ⑥土地・建物等及び株式等の譲渡所得や仮想通貨・FXの取引がある方
- 🗗 相続税・贈与税の申告又は相談を行う方 以上ほかにも、高額な所得と判断された方は相談をお断わりすることがございます。

会

出島メッセ長崎

長崎市尾上町4-1

JR長崎駅西口直結/長崎バスターミナルより徒歩10分

九州北部税理士会 TEL092-473-8761

- ※ 来場される時に、前年分申告書の控を必ず持参ください (消費税の課税事業者については、さらに前々年分の控を 持参してください)。
- ※ お電話での税務相談は、お受けしておりません。
- ※確定申告書には、申告者ご本人と扶養親族などのマイ ナンバーの記載が必要です。
- ※ 入場制限のため、整理券の配布を行います。



※駐車場はご用意しておりません。公共の交通機関をご利用ください。



TEL092-473-8761 〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1丁目13-21 詳しくはホームページをご覧ください。

九州北部税理士会



検索